

◇納税は日掛け
月掛け心掛け

◇完納で町に
明るい灯がともる

とぶかり報

昭和35年
5月 号
【第50号】
発行所
狩太町役場
発行日
昭和35年5月20日発行

臨時議会

追加更正予算 六千七百九万六千円

一・二六九・〇〇〇余円追加

第四回町臨時議会は五月十六日午後一時より議事堂において開かれました。

議事は
昭和三十五年度狩太町歳入歳出追加更正予算
昭和三十五年度狩太町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算
町税条例の一部を改正する条例の制定について

外報告議件二件を上程せられ、原案どおり可決せられました。

(一般会計)
予算総額 六千七百九万六千円
一、二六九、〇〇〇
追加更正せられました主なるものは
営繕費(維持管理費) 八五、〇〇〇円余
土木費(橋梁改良費) 一九四、〇〇〇円余
教育費(需用費、その他) 五三、〇〇〇円
産業経済費(畜産振興費) 一〇〇、〇〇〇円
財産費(財産管理費) 一六二、〇〇〇円余
諸支出金 (国保会計繰出) 七四、〇〇〇円
なお既定予算額のうち、役場費(諸費)十万円が

減額せられております。町税条例の一部を改正する。条例では 昭和二十五年狩太町条例第八号(国民健康保険税)の一部を次のように改正されました。

の通り改める。
一、所得割 百分の二、一を「百分の二、四」に
二、資産割 百分の七を「百分の十二」に
三、被保険者均等割 被保険者一人について二百円を「二百五十円」に
四、世帯別平等割 一世帯について「七百元」を「七百四十円」に
以上のように改正せられ、昭和三十五年分国民健康保険税から実施せられることになりました。

役場の執務時間の変更

五月一日より役場の執務時間が、次のように変わりましたからご了解ください。

平日 午前八時三十分より
午後四時三十分まで
土曜日は正午までです。

二つの統計調査実施 6月1日現在で

▽事業所統計調査(商業統計調査)

来る六月一日現在で事業所統計調査と商業統計調査の二つが同時に実施せられたことになりましたから御協力をお願いいたします。また

◎事業所統計調査
事業所統計調査は、統計法にもつき、指定統計第二号として行なわれる国の基本的な調査で、三年ごとを実施されており、今回の調査は第六回のもので、事業所統計調査は人々が働いているすべての事業所の状況を全国にわたって調査し、これによつてわが国の産業構成のありさまや、産業活動の増減などを明らかにし中央や地方の経済施策に役立てるほか、別のいろいろな統計調査の基礎材料にするものです。

産業活動の事情は国により、時代により、国の地域によつてもそれぞれ特徴があります。この特徴を比較研究し産業発展の施策を立案するためには、産業活動体である事業所の状態をあらわす統計がどうしても必要になります。

調査の項目としては
1 事業所の名称
2 事業所の所在地
3 経営組織
4 本所、支所の別
5 会社の資本金および有

形固定資産
6 種類別従業者数
7 事業の内容
などで甲調査票、乙調査票の二種類により、調査されます。

◎商業統計調査
通商産業省では全国の卸売、小売業等の商店についても、商業統計調査を実施されます。

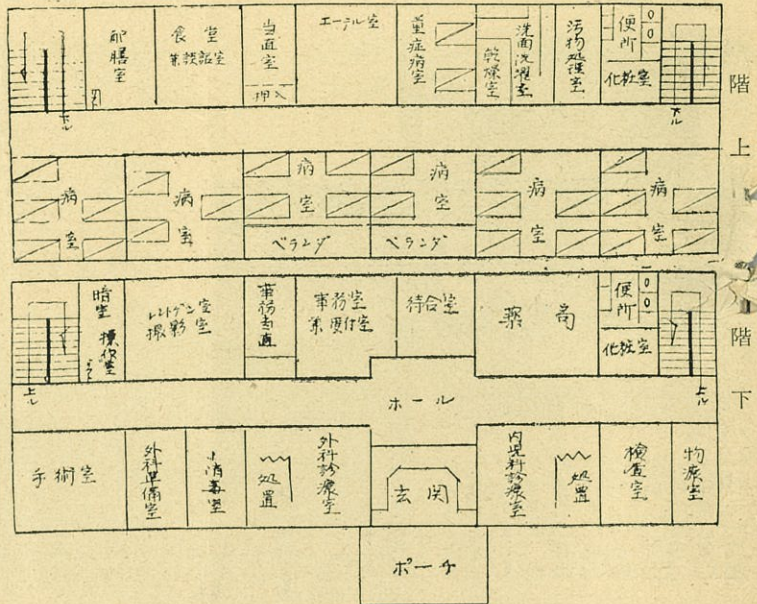
この調査も統計法にもつき指定統計調査として、すでに昭和二十七年を第一回として隔年毎に行なわれ今回は第五回目の調査であります。

商業統計調査の目的は商業全般の事態を把握して適切な商業政策を立てる上の基礎資料とするものであり、調査事項も商店の従業者販売額、仕入先などが国における商店の分布状況、商業活動などの実態を明らかにするために必要なものばかりであります。

調査票は、甲調査票(法人組織の商店、雇人を使用している個人経営の商店(飲食店を除く))
乙調査票(雇人を使用していない個人経営の商店(飲食店を除く))
丙調査、飲食店について行ないます。

★面目を一新★ 国保直診病院 開院

狩太町国保直診病院は、昨年九月二十日より、改築工事に着手、半年の日時を費やしてこの程竣工、五月六日開院いたしました。構造規模は、国保開設二十有余年を誇る施設にふさわしく、



診療棟、病棟は補強プロック構造二階建、面積六八二平方メートル、ポーチ補強プロック平屋建一九、二五平方メートル、渡廊下、木造二九、八四平方メートルで、総建築面積七三、一〇九平方メートルの病棟などで、いづれも明るく、冬は暖かく、夏は涼しくなるように用意され、気持よくそのほか医療設備もとのほかに、みなさんの必す満足していただけることと期待しています。(凸版は建物略図)

◇みんなで防犯明るい町◇ 明るい町づくり みんなの力で防犯組織

町では俱知安地方防犯協会連合会に呼応して、狩太町防犯協会の設立をみました。町民のみなさんご理解とご協力をいただき、各種の犯罪の発生を予防し、また自分の住宅町内や部落から不良少年などを出さな

いようにする目的で、各町内会、部落(会駐在区)毎に一般家庭と直接むすびついた、防犯組織を結成していただき、みんなの力で犯罪のない住みよい、町をつくりたいと考えております。犯罪のない郷土をつくる

防犯につなげ 愛の手——補導の手。

5. 青少年の愛護
 - (1) 子供グループ組織充
 - (2) 母子交歓会の開催
 - (3) 映画会・幻燈会の開催
 - (4) 善行少年の表彰
 - (5) 非行少年の補導
 - (6) 作品募集(作文、標語、ポスターなど)
6. 有害環境の除去
 - (1) 不良文化材の排除申し合せ
 - (2) 映画、遊戯場についての少年善導
 - (3) 悪因習の打破
 - (4) 少年遊園地の設定

◇右側は僕らのゆく道 かえる道◇

1. 防犯思想の普及
防犯組合は旧来の治安協力会のごとき警察活動の分野に亘るものでなく、又警察の御用団体でもありません。あくまでも明るい町をつくるための自主的活動団体であります。

2. 防犯診断の実施
警察では防犯診断という夜間の戸締りはどうでしょうか、農繁期、留守の場合にはどのようなことをしているでしょうか、状況をみせてもらっています。このような場合に組合の方々の御足労を願って一緒に防犯診断を実施し、その結果をもちよつて、組合単位の座談会等を催して反省する。

3. 防犯連絡
身近な法令(例えば交通法規等)の徹底不審者の通報など、その重要なことについて回覧板を利用したり、緊急集会などを開いて連絡し合う。

4. 犯罪発生時の協力
不幸にして犯罪が発生した場合について申し合せを事前にしておき、特に

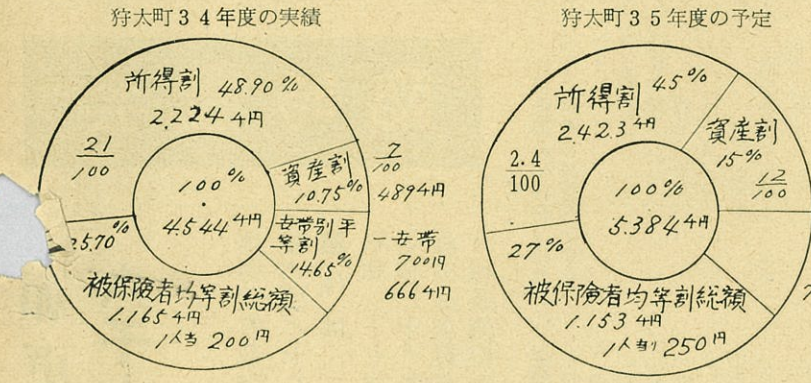
- (1) 届出の早いこと
- (2) 現場をそのままに
- (3) 知っていることはかくさずに協力していただく

と云うごく簡単なことです。

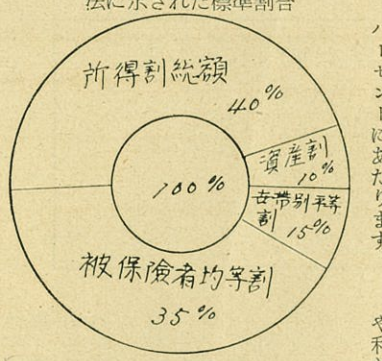
国民健康保険 健康でそして明るい 幸福な家庭を!

国民健康保険事業につきましては、みなさんご協力によりまして、だんだんその内容も充実強化され、新しい制度のもとに、着々と堅実な歩みを進めております。

受診の率におきましては近年急激に増加いたしました。これを昭和三十年度を一〇〇といたしますと、昭和三十四年度には二五二パーセント、さらに本年度におきましては、二六三パーセントを予想される現状であります。



みなさんの理解とご協力をお願いする次第であります。税金の基準となります。法律ではこの医療費の四五パーセントまでを税金として徴収することになつております。しかし実際には、これだけの税金は負担金が強化されたからで、一年間の医療費が、どのくらい必要かを推算いたしまして、次に事務費、保健施設費を計算し、この合計額から、国の負担金とが、患者の負担額、公費負担額を差引いた残りの金額を税金として徴収することになります。



昭和35年度

支出		収入	
総医療費	14,188,326	患者負担	6,753,643
	100%	公費負担	3,405,172
		医療費国庫負担	2,000,000
		保険税	2,837,665
		保険税	4,256,499
			30%

標準割合とほんなものか?

他保険給付率	11.3%
事務費	1.033157%
金補助国庫交付	2.3%

設や事務職員も必要です。この費用につきましては国からの負担もありませんが、なおかつ不足ですから、この分も税金で賄わなければなりません。この不足額が医療費の八パーセントにあたります。

- ◆健全な国保の町に憂なし。
- ◆それ病氣、常に備えよ 国民健康保険
- ◆国保税、いつかはきつと役に立ち

本年度農業基本方針きまる

!!町農業確立振興對策會議から!!

四月十九日午前九時から町會議室において町、農業委員、農業協同組合、農業改良普及所、農業共済組合、外関係団体の関係者及び後志支庁産業課、各農業組合長、八十余名出席の重きに開かれ、終始慎重に討議せられた。

その結果の概要をお知らせいたします。

昭和三十五年度狩太町農業振興方針

国内の経済事情は、最近著しく上昇の一途にありま

このような情勢下におきま

ます本町の農業振興方針は

国及び道の方針にもつき

農業の所得の向上と経済の

安定をはかるために生産性

の向上方策として、生産基

盤の強化、経営構造の確立

に立ちあぐれた農家の環境

改善等の振興をはから

んとするものであり、加う

るに累積した生産及び経

済に及ぼす影響は大きな

のがあり、これが早期に解

決に努力いたすべく考えて

おります。

又酪農振興は、集約酪農

地域指定をうけて五年目

あり、最終年でありますが

酪農家に残された幾多の課

題は、今後の農業経営に重

大性をもつものであり、従

つて個々の改善計画が急務

であると思料するところで

今後の推進に協力をお願い

する次第であります。

乳牛導入策として、昭和

二十八年町貸付牛制度を

実施して以来、

現在百余年の

基礎を有する

牛も相当

数ありますが

現在の経済上

におきま

し、その引取

手も少なく

再貸は二重貸

の策で進ん

ておりますが

今年度は、他

の事業の計画

上、新規導入

を中止する

状況となつた

わけですが、

次年度にお

いてはその需要



この写真は、町農業確立振興對策會議の様子を捉えたものである。

地区名	該当面積	入殖	増反	分	摘	要
羊蹄地区	一七町					
絹丘地区	六〇町					
西富地区	五町					
計	八二町	三戸	三戸	三戸	五戸	民有地 国有地

と度合によつて、復活する

ことも思料いたしております。

その他につきましても、

一応昨年同様、予算の措置

を講じておりますので、以

下協議事項を充分留意願

い協力をお願いする次第であ

ります。

振興對策協議事項

一、農業生産基盤の強化

農業生産基盤の強化は、

をばかるため、農用地の維

持拡大、土地改良、草地の

造成等の事業を推進する。

(一) 経営農用地の維持拡大

の推進

農業経営の基盤である

農用地の広狭は、農業経

済を左右するものである

ことはいうまでもないが

昭和三十四年度にお

いて実施した農家台帳の整

備と併せて、未利用地の

実態を調査し、不安定農

家に対する増反、移入殖

等の措置を講じ、経営の

安定を図らんとするもの

で、現在支庁において計

画を進めているものは次の

とおり

協より説明) 耕土培養の

石灰施用量など、地力保

全に伴うことは、それぞ

れ調査の結果に基づくもの

として、該当農家の一層

の協力をお願いする。

四、草地造成改良につ

いて

酪農家の飼料確保と、農

用地の拡大などから措置

された草地改良事業も、

年々その実績も向上し、

特に集約酪農地域を対象

として、機械力による草

地改良を実施、高度集約

牧野として、国庫補助の

対象として、昨年度八町

本年度八町が計画推進い

たしており、今後も進め

てゆき、これに伴う事業

内容は次のとおりであり

ますから、希望の向は、

それぞれ部落において取

りまとして申込まれた

1. 事業対象面積

事業面積一町未満の場

合は融資のみで、一町以

上は補助の対象となる。

2. 事業の内容

石礫除去、拔根、耕鋤

整地、石灰、燐酸質肥料

牧草種子などである。

3. 事業費

事業費は町当り八万円

程度であるが現地状況に

応じて設計する。

4. 補助率

補助率は国、道費を合

せて四割以内の見込み。

5. 融資

機械改良耕地は牧草化

するを原則とする。但し

立地条件及び期的にお

いて牧草生育に支障をきたす場合は、事前協議の上、開墾作、秋作物の作付をなし、収穫後に草地下すこともよい。

二、農業経営構造の確立について

農産物、畜産物及び加工製品の内外需給の動向に即応しつゝ、農業経営構造の確立を推進するた

めにより畜産、土地機

械化の進展により、一般

作物の増産は勿論、甜菜

等の工芸作物を導入し、

生産の拡大を推進する。

(一) 寒冷地農業振興對策の推進について

昭和三十四年四月一日法律第九十一号を以つて北海道のみに対し(畑作営農改善臨時措置法) 営農改善資金の融通法として公布されましたが、この法律は、本道の区域内の寒冷がはなはだしい特定の畑作地域を指定しその地域内の農業者で、営農改善計画をたて、これに基づき、営農の改善を図ろうとするもの、必要な資金を長期かつ低利で貸付けることにより農業者の経営の安定を図ることを目的とするもので、本町では東山、川崎の二部落が指定をうけ、それぞれ推進中であり、畑作営農振興を目標とする。乳牛の導入と必要な施設及び作業機械などの

導入によつて経営構造を確立するもので、あくまで農家の自主的計画に基づいて資金の貸付がおこなはれ、各組合に於いて個々の営農設計が完成し目標が樹立されていることが条件で、部落内の活発なる生産活動が望ましい。

(二) 畜産振興について

農業経営内において畜産所得は、五〇パーセント以上七〇パーセント程度にすることが最も望ましいことであるが、本町においては現在三〇パーセント以下の実状にあることは経営の安定といえず従つて畜産所得内における酪農所得は、当然下廻るわけで、寒冷地農業振興の一層畜産の振興を計る必要がある。

においては改善を図るため必要な事業は実施するか、(一) 寒冷地畑作営農改善をはかるため乳牛を導入し施設改良資金を導入し改善計画を樹立し今後の安定策をはかる。

(二) 頭飼養農家に対しては、三頭以上飼養せしめ畑作物の単一化をはかり、労働力を調整し経営を改善する。

1 酪農の振興

寒冷地畑作営農改善の指

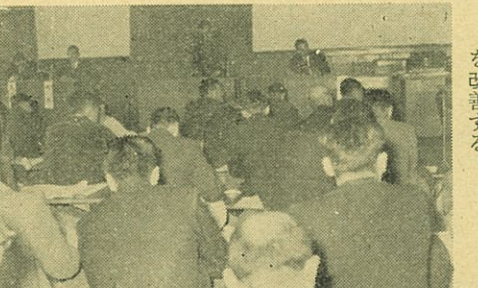
標においても乳牛導入を原則とした経営計画が樹立され、経営の安定を計ることになつており、現酪農家においても、集約酪農地域建設事業などからして、それぞれの経営改善を進めたが幾多の経済動向などからのびなやみがあり、今後における振興策として

らく農経営の改善

らく農振興法の一部改正により現らく農家の経営改善計画の樹立が規制され、その本旨と分析しこれは現らく農家の経営と今後の経営計画樹立であつて、町

(三) 飼料の確保と良質を得るため、改善資金によりモーター、レーキ等を共同で導入し高度の利用をはかる。

(四) 営農設計とともに飼料設計を行ない、飼料の完全自給と給与の合理化を図り、併せて乳牛の経済検定をより以上実施するとともに指導体制を強化する。



この写真は、酪農振興に関する会議の様子を示している。

●狩太町畑作改善の焦点● その1 ●畜産のめいじ●

(一) 飼養管理指導のため冬期間は、各ブロック毎に懇談会を開き、併せてスライドなどによる優良事例や講習会を行ない、夏期間は個体、飼料、施設、牛乳処理などの部門について共励会を開催し又巡回指導を併せて行

優秀なものに対しては賞を授与し改善の意欲を昂揚する。

そのほか、乳牛経済検定、道有貸付、町有貸付牛、乳質改善事業、乳牛空胎防止、畜産施設の整備強化などについて活発な討論がなされました。

経営なりの不合理を改善するのと云つた方法や、これらの資料の組合せから得られた家畜の種類、頭数等の経営方式の決定と云つた内部の問題から、まづはりきけて行く必要がなからうか。もう時付けも始まり暇のない時期となりましたが、明春からの計画樹立のためにも、今から以上の問題を究明するため経営日誌とともに牛、豚、鶏と云つた経済記録簿をつけるよう実行しましょう。

山火予防に協力ください

私たちの住んでいる北海道には毎年四月末ころから、ちよつとした不注意により山火がおきています。この山火は毎年あつたらず道民の毎年もよらない損害をうけています。さて昭和三十四年の山火の損害はどのくらいあつたのかといふと、全道で二〇七件、被害面積二万五千ヘクタール、損害額四千三百十万円余が灰になつたに立っています。山火の主な原因を調べてみますと造林、開墾、ごみ焼等の火が百三十五件と実に全体の六割も占めています。幸いにして本町においては本年も山火の時期になつてきたので関係機関が一体となつて予防対策をたてておりますが、みなさまの積極的な協力をお願いいたします。

農繁期の氣象予報

!!!!!! 生産技術上の注意

昭和三十五年三月十日、札幌管区氣象台では今夏の氣象予報を次のとおり発表しております。

本夏期は、昭和二十九年三十一一年のような著しい低温が続くおそれはないが、昨年一昨年に見られた程度の低温がある見込みで、四月は一般に暖かく、五月は冷たい傾向があり、六月は四月より少ない目でしたが、五月は多くなり、六月は気温は大体平均並に経過しよう。七月、八月は平均並と平均並(北部は低目、南部は高目)ですが、かなりはつきりした低温が入る見込みです。なお雨は一時的大雨などもあり、はつきり

しません。六月は並、七月、八月は多くなりそうです。九月は気温は高目、十月は下る傾向があります。

以上によれば五月の低温多雨、七月の寒照、八月の一次的低温期の出現などからして、農作物に大きな影響を及ぼすことが考えられるが、さしあたり、発芽期が不順に経過することが予想されるので、品種の選定、配合種子の選別ならびに消毒、融雪促進剤の播種、合理的施肥などをよく注意することが必要であり、さらに作物別に留意すべき事項を挙げれば次のとおりである。

(1) 七月の寒照はイモチ病多発の危険が非常に多い、昨年は八月の低温が続いたので大発生をおそれたがイモチ病に弱い、フクココの作付が増加していることから防除体制を充分整備するとともに、品種の選定に留意し、多肥(窒素の過剰)栽培をさけること。

(2) 夏期間に障害型低温が出現する危険があるので、前項とも考えさせて、品種の選定に留意し、多肥栽培をさけること。また、深水灌漑ができるように畦を高くするなどの措置を講じておく必要がある。

(3) 育苗期間中低温のためややもする軟弱苗になりやすいから、のびすぎないように障子の開閉に充分注意して健苗を育成するように心がけること、と必ず塩水

選を実施すること。(4) 四月の高温に続く五月の低温はイネヒメハモグリバエやドロイシの発生を誘発し、それに軟弱苗などが、移植後の活着不良など恐れがあるから防除の万全を期しておく必要がある。なおイネヒメハモグリバエの発生地帯においては、これが防除によつてドロイシの発生も未然に防ぐことが出来る。

以上今年の気候による悪影響は技術指導の徹底によつて回避できるものと推定されるので、品種は、耐病性耐冷(障害型)性の高いもの、早、中晩の適正配合

に留意するとともに選種消毒、適期播種、合理的施肥、活着促進、適正管理、病害虫防除の徹底など(安全確保)の原則を堅持することが肝要である。

☆7月までの☆ 長~期~天~氣~予~報~

5月中旬からのツユ型に

札幌管区氣象台では、五月から七月までの天気予報を発表されましたが、これによりますと5月中旬から6月上旬にかけてツユ型となり、グズついた天気が多い見込と発表されています。

◇五月一 中旬前までは天気が周期的に変るが、わりあい晴れの日が多いが、しかし冷えこみの強い日もありそう、中旬以後はツユ型の気圧配置になる日が多く、全般的に雲の多い天気となりそう、したがって気温は、月初めやや高く、その後中、下旬はやや低く一時かなり低くなる。

◇六月一 上旬はツユ型の天気で曇り日が続くが中、下旬はオホソク海の高気圧は強くなり好天の日が多くなる。このため気温は上旬は低い、中、下旬は高く、月平均ではやや高い。

◇七月一 月初めは好天となるが、中旬にかけて梅雨前線が本道南岸にかかるので、道央以南では曇り、雨天の日が多く、気温も全般的にやや低くなる。下旬はツユがあけて夏型の天気となる。気温は月平均ではやや高い、しかし北部では、なみまたは、ひくめの心配もある、下旬には一時的に大雨のおそれがある。

!! 火入れには !!

◎ 必ず! 許可をうけて ◎

山火事の大部分は、造林開こん、ごみ焼、たき火、タバコの吸殻などのちよつとした不注意でおきています。造林、開こんなどの火入れが、もつと起る山火事は全体の五〇パーセント以上も占めていて、これから雪どけとともに火入れが始まりますが、特に火入れにあつては、次のことを守ってください。

まず火入れをするときは役場から必ず火入れ許可証を受けること。全道で昨年は無許可火入れの山火事は四十四件で、全体の二十三パーセントとなつていました。また無許可火入れをすると罰せられます。

火入れ許可をうけたら、防火のため水、クワ、スコップ、人員などの準備をし、火警報が発令されたら、火入れの風が乾燥していないかどうかをたしかめてから火をつけること。火は、風下より風上に、傾斜地は上から下につけること。火入れ時間は、午後二時すぎが比較的危険が少

◆◆◆◆ 解説 ◆◆◆◆

【その2】

農地の潰廢と轉用規則

▽▽農地転用許可基準について△△△

(1) 原則として農地の転用を認めない農地(すなわち第一種農地)とは、その市町村における農業生産力の高い農地、土地改良事業開拓事業など、農業投資が行われた農地及び一団地二十町歩以上集团的に存在している農地であつても、第二種農地第三種農地の条件に該当するものは除かれます。

生産力の高い農地から転用して生産力の低い農地にするのは当然のことであり、農家の負担や国、道が出資して土地改良等を行い生産条件の向上した農地が潰されたら、集団農地がバラバラに喰ひ潰されて行くことは国の経済的見地から許されません。

(2) 農地の転用が事業の種類と事情によつて認められる農地(すなわち第二種農地)とは将来市街化される可能性の強い農地(例えば、駅、市町村役場、全支所、出張所から五、六百メートル(この距離は土地の立地条件からそれぞれ異なりす)の範囲内にある農地)農地が河川や国道や鉄道等で分断され孤立している一団地の面積が二十町歩以下

の農地、生産力も低く土地改良等もやつていない小団地(面積二十町歩以下)の農地。このような第二種農地の転用は、大規模な施設で広い面積を必要とするため、市街地の中では適当な土地が見つからなかつたり、又汚水、下水処理場のように衛生上の問題から市街地の中に入り込めない場合など第三種農地に設けることが困難であつたり、不適当な場合に限り認められることになりす。

(3) 原則として農地の転用を許可する農地(すなわち第三種農地)とは、都市計画で土地整理事業が行なわれ、道路が整然とついでおり住宅なども相当建てられている区域内の農地、ガスや上、下水道がついており住宅地として住みよい条件が整つていて区域内の農地、駅、港、市町村役場、全支所、出張所より二、三百メートル(この距離は立地条件等からそれぞれ異なりす)の極めて近い距離にある日常生活に便利な場所の農地、あるいはすでに周辺が宅地化しており街の中に取り残された農地等のように当然市街化されることか

誰れがみて明らかで農地の転用は原則として許可されません。道内の農地転用件数で過半数を占めている一般住宅敷地は第三種農地でなければ許可されません。三、一般的基準

転用計画が確実な一年以内に実現できる資金の裏付けや、他の色々な手続がなされているか、土地が無駄なく使われるよう施設の配置などが考えられており必要最少限のものか(例えば一般住宅の場合は一〇〇坪まで)又は及ばず影響の面から、バラバラに転用されたり、農業用水に不足を来したり、廃液による農作物の被害等の恐れがないか、あるいはそれに対する必要な防除措置がなされているか、更に離農する農家に對して適正な補償がなされているか、道路、水路、ため池等の農業用施設を廃止する場合、これに替る施設を作る等の事後措置など事業者が当然注意措置しなければならないことが充分になされているか、等が、この一般的基準によつて審査されます。従つて第三種農地を選定して位置の選定が適当であつた場合でも、これらのことがおそろかに

すなわち事業者は用地、取得の交渉に入る前に農林省に候補地の選定について相談をして適当と認められた場合、初めて用地、取得の交渉に入る事が決められました。これは従来用地の選定が悪かつたため不許可となり、関係農家や事業者の間で混乱がおこる恐れがある例が見られました。したがって用地の選定を適正に行うことによつて、このようなことのないよう考慮されたものです。

このように農地転用許可基準が新しく制定され、この方針に従つて許可されて行くこととなりますので、住宅敷地や工場敷地などを農地等に求める場合は、この基準に定められている趣旨が立派に達成され農地等の転用が農業面からあるいは他の土地利用の面からも好ましい形で行われるよう、みなさまも一緒に努めてください。また農地等を農地法の許可を受けずに転用しますと、農地法の違反となり不測の損害をこうむりますので、このようなことのないよう特に注意してください。

今年のはじめは十一月一ヶ月間はジメジメした雨がつき、身心ともに不愉快になります。このため、この一ヶ月は健康第一に過してもいいと思います。とくに家庭の主婦には、食物に十分気をつけてほしいものです。

◎ 湿度の多いことは、体温を調節する発汗作用をいぶせません。幼児にとつては寒暖によつてママに上着をつけぬがさせること下着類はできれば、毎日とりかえてあげたいものです。また寝冷えの季節ともなりますから、腹巻きなどを工夫したいものです。

◎ 雨の日も洗えるものは洗つておけば、軒下につるしておけば、雨が止みさえすればすぐ乾かせるよう、時間をムダなく考えていたください。

◎ 学童用の雨具として黄色のカサヤ、レインコートが売られていますが、輪禍から守るため、新らたに買ひ求める場合は考えてみましよう。

◎ そろそろ食欲がおとろえてきます。夏にかけて主婦の腕のふるいどきです。食物の腐敗と中毒に對しては十分すぎる注意といふことはなく、怪しいと思われものはモッタイないと思わずに捨てることです。

◎ 栄養の補給のために、配らなければならぬのは、タンパク質と脂肪分、それにビタミンB類、これらはいつも日本人の食生活で足りないといわれています。梅雨時には影響が大きくなる調味料として味の素にビタミンB類を添加したものが売られていますが、子供ばかりでなく、大人にも向きましよう。

◎ つけ物のおいしくなるコツです。ぬかみんはひんぱんに手入れしないと腐らせてしまいます。手入れにはビニールやポリエチレンの袋を手袋がわりに使ってください。手もくまらずにすみます。



6月 廣報しおり

詳しい知事または大臣あての許可申請書の様式が改正されました。

以上農地転用許可基準の(農薬委員会)

母と女教師の會

その後のあゆみ

母と女教師の會が一月三十一日狩太高校を会場として開かれ「子供の幸せ」という目標で、あらゆる角度から論議せられ、非常な盛況でありましたことは本紙第四八号でお知らせいたしました。その後の経過を次のように寄せられました。三月二十六日 狩太小学校において第一回の常任委員会を開き次のような役員決定をみました。

とすぐ水飲み場、左り手は遊び場で、右手に進むと廊下をはさんで事務室と三つの教室、黒板がそれぞれひくくつけられて、小さな机と小さな椅子がかわいらしい。廊下にずらりとかけられた上靴袋がいかにもおとなの愛情に守られ育てられているようで好く目に入るのでした。

保育園を必要とする園児を収容するため、定員の二倍はある希望者を一々厳選することや、八時から十五時(午後三時)まで預かるのに大多数は月三百円程度の保育料をとるだけで、経費の八割は国費、一割は道費、一割が町の補助で経営されることなど、いろいろお説明をいただきました。こうなるまでには、婦人会経営の季節托児所が八年の間があり、強い要望の結果とか、それにしても町の深い理解や惜しまぬ助力に頭の下る思いで大変参考になりました。

午後は、かねて聞き及んでいた養護施設の愛星学院を訪れました。昭和三十年頃、戦災孤児や、浮浪児を集めてはじめたこの事業が、今では七十七名を定員とする施設となつており、そこには

教職員の異動

このたびの管内教職員の異動で、狩太小学校長村山先生を始め、次の方々が異動発令せられましたから、お知らせいたします。

◎狩太小学校教諭
村山 松代 蘭越中学校長
え栄転 四月二十七日赴任

◎狩太小学校教諭
中川 聡 余市東中学校
え栄転 四月十八日赴任

◎狩太小学校教諭
佐藤 栄 真狩中学校長

★お願い★

より栄進四月二十八日着任
◎狩太中学校教諭
松谷 精一 俱知安中学校
え栄転 四月十六日赴任

◎狩太小学校教諭
気田 正幸 余市旭中学校
え栄転 四月十八日赴任

◎狩太小学校教諭
松倉金太郎 黒松内中学校
より栄進四月十六日着任

◎狩太小学校教諭
川崎 定明 俱知安中学校
より栄進四月十六日着任

◎近藤中学校教諭
河野 昭幸 真狩中学校
え栄転 四月十六日赴任

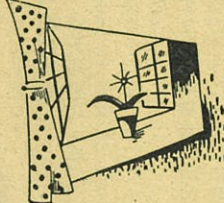
お知れせ

どうもかやめて下さい。今までのことは、それまでにして、ここ今年きつぱりと、どの家庭もやめることによつて、来年もその次もこれからずつと、狩太の子どもたちは、伸び伸びと、修学旅行を楽しめるのです。どうぞ、よくお考え下さつて、親の交際を子どもに押しつけないようにお願いいたします。

町税のお知らせ

固定資産税 1期
軽自動車税 全期

納期は5月25日です。お忘れなく



町小学校々長会より
「修学旅行の餞別
廢止について」

いよいよ終学旅行のシーズンとなりました。小学校六年生と中学校三年生は、もうあれこれと話合つて胸はずませていることでしょう。

それぞれの家庭でも、そろそろ支度に頭を痛め始めておられるかと思えます。ここでひとつお考え願つて、是非、きつぱりとやめて欲しいのが、修学旅行の餞別のやりとりです。

隣りの子が行くからとかあのとときもらつたからとか親の交際の延長のために、切角の社会見学が、おみやげを買わなければならぬことを義務づけられて、まらつきり、目にも頭にも入らないありさまです。

●お知れせ●
お米の配給価格が
変わりました。

四月十五日から、お米の配給価格が次のよう
に変わりましたからお知
らせいたします。

記
一般用粳精米
一〇〇疋当り八四〇円
一般用糯精米
一〇〇疋当り九三〇円